

○上天草市病院企業職員の給料の臨時特例に関する規程

平成25年6月26日病院事業管理規程第7号

○上天草市病院企業職員の給料の臨時特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、上天草市病院企業職員(以下「企業職員」という。)の給料を減ずる措置を講ずるため、企業職員の給与の種類及び基準に関する規則(平成19年上天草市病院規則第13号。以下「給与規則」という。)の特例を定めるものとする。

(企業職員の給料の額の特例)

第2条 特例期間における給与規則第2条第1項において準用する上天草市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年上天草市条例第38号。以下「一般職給与条例」という。)第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける企業職員(給与規則第2条第1項後段の企業医療職給料表(一)の適用を受ける企業職員を除く。)の給与月額は、給与規則第2条第1項において準用する一般職給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に100分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

(端数計算)

第3条 この規程により給料の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。